宮崎県フードバンク協議会

定　款

令和　７年１０月３０日　　団体設立
令和　７年１０月３０日　　定款公示
令和　８年　７月　１日　　定款変更

宮崎県フードバンク協議会 定款

第１章 総則

第１条（名称）

当団体は、宮崎県フードバンク協議会と称する。

第２条（事務所）

当団体は、主たる事務所を宮崎県都城市に置く。

２　当団体は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第２章 目的及び事業

第３条（目的）

当団体は、宮崎県内外におけるフードバンク活動の推進及び関係団体の連携強化を図り、食品ロスの削減及び生活困窮者支援の充実に寄与することを目的とする。

２　当団体は、前項の目的を達成するため、地域における持続可能な食の支援体制の構築を推進し、もって地域福祉の向上に寄与する。

第４条（事業）

当団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）フードバンク団体及び関係機関の連携促進並びに広域的ネットワークの構築に関する事業

（２）食料支援体制の構築及び食品の受入、管理、分配等の円滑な運用に関する事業

（３）フードバンク団体等への支援並びに人材育成及び研修に関する事業

（４）フードバンク活動に関する調査研究及び情報収集に関する事業

（５）行政、企業その他関係機関との協働及び政策提言に関する事業

（６）災害時での食料支援体制の構築及び関係機関と連携した支援活動に関する事業

（７）前各号の事業を通じた、貧困問題の解決、福祉の増進、子ども・子育て支援、高齢者及び障がい者支援その他の社会課題の解決に資する事業

（８）前各号に付帯関連する広報及び啓発事業

（９）その他この団体が目的を達する為に必要な事業

第３章 会員

第５条（種別）

当団体の会員は、当団体の目的に賛同し、活動に協力する為に入会した次の３種とする。

（１）正会員　　フードバンク事業を運営している個人又は法人及び任意団体の代表となる者

（２）賛助会員　　当団体の事業を賛助する為に入会した個人又は法人及び任意団体

（３）サポート会員　フードバンク活動、福祉、環境等に関する知見もしくは経験を有する個人又は法人及び任意団体

第６条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

２　当団体に入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は理事会の審査を経て正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

３　理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第７条（会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第８条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき

（２）本人が死亡し、又は会員である団体等が消滅したとき

（３）正当な理由なく会費を滞納し、期限を定めて督促しても会費を納入しないとき

（４）除名されたとき

第９条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

２　会員は、会費が前回の納入より１年６か月を超えて会費の納入が確認できない場合、退会したものとみなす。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の２分の１以上の議決により、これを除名することができる。

（１） この団体の定款等に違反したとき
（２） この団体の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

第４章 役員及び職員

第 11 条（種類及び定数）
当団体に、次の役員を置く。
（１）理事　２人以上１０人以内
（２）監事　１人以上３人以内
２　理事のうち１人を理事長とする。

第 12 条（選任等）
理事の選任は、理事会にて定め、監事の選任については、総会にて定める。
２　理事は、第５条に定める正会員の中から理事会の審査を経て、選任されるものとする。
３　理事になるものは、個人及び法人又は任意団体の代表者であったとしても、理事に選任される者は、フードバンク事業の実務経験を１年以上有した者でなければならない。
４　理事長は、理事会において、理事の互選により定める。
５　監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

第 13 条（職務）
理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、この団体の業務ついて、この団体を代表しない。
３　理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長が予め指名した順序により、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
５　監事は次に掲げる職務を行う。
（１） 理事の業務執行の状況を監査すること
（２） この団体の財産の状況を監査すること
（３） 前２号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、これを総会又は管轄行政等に報告すること
（４） 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること

（５） 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

第 14 条（任期等）

役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、各々任期満了後最初に開かれる理事は理事会にて監事は通常総会で後任者が承認されるまでは、その職務を行わなかればならない。

第 15 条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数が２分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

第 16 条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の２分の１以上の議決により、これをいつでも解任することができる。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行ができないと認められるとき

（２） 職務上の義務違反や不正行為があったとき又はその報告がなされたとき

（３） 法令違反や役員としてふさわしくない行為が認められるとき

（４） 当団体への背信、背任行為があったと認められるとき

２　前項の規定により解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 17 条（報酬等）

役員は、職務執行の対価として報酬、賞与を受けとることができ、当団体から受ける財産上の利益は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 18 条（顧問・相談役）

この団体に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

２　顧問及び相談役は、学識経験者又はこの団体に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

３　顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4　前2項に定めるものほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会を経て、理事長が別に定める。

第19条（事務局及び職員）

この団体に、事務局として事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2　職員は、理事長が任免する。

3　役員のうち理事長、監事を除く理事は職員を兼務することができる。

4　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項については、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

第20条（種別及び構成）

この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2　総会は、正会員をもって構成する。

第21条（機能）

総会は、次の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　監事の選任又は解任及び職務
(7)　入会金及び会費の額
(8)　その他この団体の運営に関する重要事項

第22条（開催）

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3)　第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

第 23 条（招集）

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、総会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

第 24 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 25 条（定足数）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 26 条（議決）

総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項のものとする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 27 条（表決権等）

総会において、各正会員の表決権は平等なるものとし、賛助会員及びサポート会員には表決権は無いものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

4　第 2 項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 47 条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 28 条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名捺印又は記名押印しなければならない。

3　前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章　理事会

第 29 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 30 条（機能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4)　事務局の組織及び運営

(5)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 31 条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
(3)　第 13 条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第 32 条（招集）
理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から起算して 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開催の５日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要がある時は、理事の２分の１以上の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第 33 条（議長）
理事会の議長は、原則として理事長がこれに当たる。

第 34 条（定足数）
理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

第 35 条（議決）
理事会における議決事項は、第 32 条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の２分の１以上の同意があった場合は、この限りでない。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 36 条（表決権等）
各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第 35 条第２項及び第 37 条第１項第２号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 37 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名捺印又は記名押印しなければならない。

第 7 章　資産及び会計

第 38 条（資産の構成）

この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された財産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

第 39 条（資産の管理）

この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 40 条（事業計画及び予算）

この団体の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2　事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において理事長は、変更した内容について総会に報告しなければならない。

第 41 条（暫定予算）

前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じて収入し又は支

出することができる。
２　前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

第 42 条（事業報告及び決算）
この団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 43 条（事業年度）
この団体の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第８章　定款の変更、解散及び合併

第 44 条（定款の変更）
この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

第 45 条（解散）
この団体は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 46 条（残余財産の帰属）
この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の決議を経て、当団体と類似の事業を目的とする他の団体や公益団体又は国もしくは地方公共団体に譲渡又は贈与するものとする。

第 47 条（合併）
この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を

得なければならない。

第９章　公告の方法

第 48 条（公告の方法）

この団体の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法において行う。

第 10 章　雑則

第 49 条（委任）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

付則

１　この団体の設立当初の第１公示の定款は、設立から令和８年６月３０日までとし、第２公示の本定款は、令和８年７月１日から施行する。

２　この団体の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	長友　宮子
理事	長友　宮子
理事	甲斐　圭子
理事	中武　昌史

３　この団体の設立当初の役員の任期は、第 14 条第１項の規定にかかわらず、設立の日から令和８年５月 31 日までとする。但し、選任後２年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する総会まではその任期を伸長する。

４　この団体の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この団体の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から令和８年３月 31 日までとする。

6　この団体の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　入会金

正会員	個人	0円	、 団体	0円
賛助会員	個人	0円	、 団体	0円
サポート会員	個人	0円	、 団体	0円

(2)　年会費

正会員	個人	0円	、 団体	0円
賛助会員	個人	0円	、 団体	0円
サポート会員	個人	1口	3，０００円（1口以上）	
	団体	1口	3，０００円（1口以上）	

（以下余白）